

京都・大坂越後屋勤仕者等談話要領

——幕末・維新期の越後屋呉服店——

ここに紹介するのは、三井家編纂室がその修史活動の一環として蒐収した、京都、大阪の旧越後屋勤仕者の談話筆記である。「三雲吉太郎氏談話大要」「元京本店勤仕泉常三郎談話要領」「大阪呉服店古老談話大要」の三編に、「上ノ店ニ関スル聞書」一編を加えた。

初めの三編は三井家呉服事業史を担当する斎藤隆三の取材したものである。斎藤は明治四四年（一九一二）八月、編纂室顧問の三上參次に随伴して三井家の近江地方の先祖史料調査に赴き、その合間を使って京都の三雲吉太郎、泉常三郎、大阪の林甚三郎を中心に談話聴取を行なった。談話聴取は二の次の仕事であつて、あらかじめ充分な下準備を整えていたわけではないので、内容は断片的であり、ふくらみにも乏しい。しかし奉公人生活の実態や店内の事情等、記録史料からだけでは知り得ない事実があつて、当時としてはそれなりの成果を挙げている。

なお斎藤は辻川新三郎方も訪れ、上之店に関して聴取するつもりであったが、辻川が長期不在であつたため果たせなかつた。「上ノ店ニ関スル聞書」は、大正元年六月三井家同族会京都出張所の嵐銳郎の調査報告書であるが、斎藤の依頼を嵐が受けたものであろう。この機会と一緒に掲載する。

談話者の紹介をするにあたり、幕末から明治初期にかけての越後屋について簡単に触れておこう。

近世大店の代表格というべき三井越後屋は、京、江戸、大坂の各呉服店に、江戸向店、同芝口店、京上之店、同紅店、同勘定場（明治三年裂店と改称）、江戸糸見世からなる本店一巻で組織されていた。それらの営業店が幕末期以来の経営不振で漸次統廃合を余儀なくされ、明治五年にいたつて三井家から分離、三越家名義で番頭の手に委ねられることになつた。京上之店と裂店は廃止され、両替店に所属していた糸店が西京呉服店に合併された。三都本店を統轄していた京都店

は、東京呉服店の支店という立場に変った。

越後屋の奉公人は安政期には全体で八四〇人程であったが、

明治元年（一八六八）には五六〇人程と三分の一減っている。

京本店だけをみると、安政元年（一八五四）に一二四人いた

奉公人（うち下男一三人）が、明治元年には九一人（うち下

男二二人）、さらに明治四年には四五人（うち下男八人）とな

なってしまうのである。⁽¹⁾ 仕入店であつた京本店では営業部署

も整理縮少された。文久年間までは部署数一八（御召謫染地

方、唐物方井長崎方、絹加賀方、西陣方、荷物方、染物方并

謫方模様物、縫謫方、小松方、金方、帳合庭、通帳庭、木綿

方井向店、大坂方、御屋敷方、諸色改庭、裁物方、小遣方、

書札方）であつたのが、元治元年（一八六四）には一三とな

り、明治元年には一番多人数の配置を必要とした大坂方（手

代一〇名前後、子供七、八人前後）も無くなってしまう。明

治四年秋に残る部署は仕入方、西陣方井太物麻類、御謫物染

地方、金銀請払、帳合場、小遣方、書札方井御医師承りの七

つである。また買物役等管理関係の役も一六種から五種に減

つていて。子供時代から手代になつて数年間は短期間に各部

署をたらい回しされるのであるが、右のごとく、文久以前に

奉公に上つた者と明治初年に入つた者とでは仕事の種類や内

容について各自の認識が違うことがある。

つた役頭役が明治三年七月に廃止され、從来だと一〇年程かかつた組頭役への昇級が、一、三年短縮されることになった。

この役名については、明治五年に改称（元方役、元改役、名代役、通勤役、支配役、扱役Ⅱ旧組頭、伽役Ⅱ旧上座）され

るが、ほどなく旧に復している。平手代以下は、平、初元、

角前髪、子供という旧越後屋時代の名称を繼承、厳然たる階

級秩序と共に、食事や規律面でも旧習を残したようである。⁽³⁾

呉服店が近代化みると、明治二六年（一八九三）再び三井家に回収され、合名会社組織となつて以降である。

さて、第一編の「三雲吉太郎談話大要」は明治四四年八月

六日の取材で、場所は京都室町通冷泉町の株式会社三越呉服

店京都支店、内容は主に営業部署についてである。三雲吉太

郎は談話では明治七年に出勤したとあるが、京本店「奉公人

抱帳」によれば、明治四年（一八七一）十三才で奉公に上が

つており、談話聽取の行なわれた時は五三歳位。古老などと

呼ぶのは氣の毒な感がある。しかしこの時点では、三雲と前

後して出勤したものは誰も残っていない。三雲が出勤した翌

年に呉服店が三井家から切り離されてしまい、他の者は東京

や大阪の呉服店や為換座勤務に回つたり、あるいは早くに死

亡したり退職してしまっているのである。三雲は明治一八年

に組頭、同二四年に支配となつた。明治三年から三四四年まで染物係長をしている。三雲の談話の補助にあつたといふ

山下源之助の家は寛保年間（一七四一）に元々まで昇つた山下甚蔵を祖とする家督の家柄である。山下源之助は三雲より一〇年遅い明治一四年（一八八一）に京本店へ出勤、明治二七年には平手代であつたが、八年後には三雲の上席になり、明治四一年に東京本店の仕入係長、その後再び京都に戻つて京都支店長兼仕入部主任になつてゐる。

第二編は元京本店の勤仕者であつた泉常三郎の談話である。泉からは主に奉公人生活のきまりについて聞き取つてゐる。

京本店に最も古い関係のある唯一の古老といふことになつてゐる泉常三郎は、泉常右衛門を元々（安永（天保期）家督初代とする家柄の三代目にあたり、安政二年（一八五五）八月一三歳で京本店に泊つてゐる。幼名は常之助、万延元年（一八六〇）正月元服して常三郎と改めた。泉の場合子供時代の四年間に京本店の部署のうち、大坂方、唐物方並長崎方、絹加賀方、染物方並謗方模様物の四部局を回り、元服後の三年間を大坂方、御屋敷方、絹加賀方と土蔵預り、木綿方並向店を経験、平手代となつてからは御召謗染地方、絹加賀方、大坂方、帳合庭を受けもつた。明治二年（一八六九）に上座役、同四年（一八七二）に組頭となつてゐる。初勤から一六年後に組頭になつたわけだが、前に述べたように明治三年に間の役頭が廃止されたことや、同年までに暇や死亡、東京、大阪呉服店その他に配転となつた者が多く、結局京都店に残つた

泉の目前の名目役手代がいなくなつてしまつたことや、譜代の家柄であつたことも多少有利であつたろう。その後呉服店の分離後の明治六年に支配となつたが、人材不足の大坂為換座へ転勤となり、父祖と共に子飼い時代から馴染んだ呉服業務からも、京都からも離れ、明治九年創設された三井銀行に勤務することになるのである。本文中には「明治十一年退」とあるが、実際には明治一八年までが銀行大阪分店取締、以後名古屋、横浜と回つて東京本店に配属され、二七年には重役クラスの手代三等になつてゐる。翌年以降の職員録に名前が無いから退職したとして、退職時五一歳であるから、泉にとっては銀行業務の方がむしろ長いくらいだが、それはともかくとして近世の越後屋呉服店に子供時代から組頭まで勤めた経験をもつ貴重な存在である。

第三編の「大阪三越支店古老談話大要」は、維新前に松阪から大阪に派遣されたといふ林甚三郎を中心に、市川長次郎、大井信吉が補助にあつたて大阪支店の服務規程や昇級について聞取が行なわれた。場所は高麗橋二丁目（旧一丁目）の三越大阪支店である。林甚三郎は仮に十二、三歳で奉公に上つたとしてこの当時五七、八歳であろうか。大阪支店勤続者の中で最古参である。近世の越後屋ならば元々になつてゐる年齢であろう。かつて明治二七年には大井信吉が支配役、林が副支配役であつたが、林は店内が近代化されてからは、ずっと

陳列場係を勤め、大正元年現在も陳列場係第四部長である。

大井信吉は出納係長兼庶務係長、売場係長、詫物係長、外売係長等を歴任した。市川長次郎は京本店元々市川忠三郎の三代目にあたる（初勤が何時かは不明）。明治二〇年以後京都支店支配役を勤めており、同三〇年まで仕入係長（手代四等）を兼任していたが、翌三一年に大阪支店仕入係長として大阪へ配属された。三越呉服店独立後一時引込んでいたが、明治四年大阪支店再開後、仕入係長として再勤務している。

談話中の明治七年の刃傷事件について、取材者の齊藤自身が見てきたかの如く書いているのがおもしろい。犯人は「八才、昇級の遅れを恨んで、當時重役の奥村忠右衛門（元改役）と、清水藤兵衛（名代）、他一名を負傷させたもので、奥村は重傷、清水は軽傷、手代は重体だったが一命をとりとめた。東京日々新聞は淡白に「下を御する人鑑みずんばあるべからず」と報じている。

余談だが、これより先農商務省編「大阪豪商店政調査」に

ある「三井」の項は、三井の奉公人について書きまとめたものであるが、例えば子供（丁稚）が元服して初元となつた時の大阪と京都での髪の違いなど、近世奉公を知つてゐる者からの取材が公的に行なわれていたことになる。

第四編の「上ノ店ニ関スル聞書」は、今出川智恵光院西入

ルに住む辻川新三郎からの取材である。辻川新三郎は、初め

佐々木新三郎といい上之店に勤務してゐたが、上之店廃止とともに京本店に入り、明治八年二四才の時に上座になつた。

同一〇年に上之店名代退役の辻川七郎次の養子となる。明治二〇年の名簿には大阪店の後見役として名がある。同二一年名代役になつており、談話聴取時の大正元年は六十一才であり、織物業を営んでゐる。嵐の通り一遍の報告が惜しまれる。

(1) 西坂靖「越後屋（本店一巻）店々奉公人数」（『三井文庫論叢』第二三号）参照。

(2) 「家内役附帳」（三井文庫所蔵史料 本一〇八一）。當業

管理関係には、諸方賣物見届并包物改、他出帳承り、土蔵預り、元印状通達、北見世買物役、関東問屋買物役、長崎問屋買物役、染物買役、本紅買役、木綿島買役、上之店承

り、勘定庭承り、紅店承り、惣二階預り、東土蔵出入加勢とあつたが、明治四年秋には他出帳承りと台所買役、惣二階預り、東土蔵出入加勢のほかはまとめて「諸買物役」になつてしまふ。西坂靖「近世都市と大店」（『日本の近世』

9 「都市の時代」 参照。

(3) 以下は明治一六年一一歳で京都支店に入り、翌年大阪支店に配転となつた山口篤三郎の懷古錄から抄録したものである。

「小僧の勤務時間は朝六時から夜十時頃まで、食事は三

度店から支給されるが朝のお菜は沢庵だけ、それも押しの利かない嗜占めるとジーッと塩水の沁み出る様な不味い漬物であつたが、その代り御飯は何杯喰べても良かつた。東京の店では朝は味噌汁が出たが、大阪で味噌汁を出す様になつたのはずっと後、明治二六年に一色平三郎さんが支店長として東京から来た、その時以来である。それから昼飯には野菜物のお菜が一品、多くは蒟蒻か、ヒジキと油揚を煮たやうなものであつて、夜はまた朝と同じ沢庵だけの晩飯を喰べた。それが小僧ばかりで無く全店員一樣であつて、支店長でも宿直の時だけにはお酒一本に肴がつく程度の質素なものであつた。」

「店の中に風呂があつて、重役は午後四時頃から風呂に這入る。その順番が小僧まで廻つて来るのは七時か八時である。湯もぬるくなり膝頭の下ほどの汚れた湯が残つているに過ぎない」

「それ（風呂）筆者が終つて全員揃ふと点呼がある。角前髪の子供頭が一々名前を呼び上げて頭数を調べ、それから寺小屋式に机を持出して各自が勉強するのであるが、学科と言ふのは算盤の教科書は『算法記』と言つて明治以前の商売に使つた金銀の換算法、つまり金一両は銀何匁か、或ひは一分二朱の銀で半端な買物をした客に錢で幾らお釣りを差上げたらよいか、と言う様な殆んど実際に役立たぬ

問題を、一生懸命に習つたものである。」

「小僧連中は平頭と言ふ格式以上の店員の蒲団を敷いた上で午後十時頃から自分達も就寝するのであるが、少し眠つたと思ふ十一時頃になると突然呼び起されることがある。『角前髪がお呼びです』と言つて触れて來るので、眠い目をこすりながら土蔵前の一間幅ほどもある廊下に集つて、二十名程度の小僧が板の間に座り、二十分間くらひも頭を下げて待つてゐると、子供頭が裂割法板と称する厚さ一寸、横幅一尺、縦幅一尺五寸ほどもある檜の板を持つて現はれ、板を斜にしてその両端を指先で持ち上げ、座つている小僧の背中をゴツン／＼と三つ宛突いて行くのである。それが痛いの痛くないのつて話にならない痛さで、気の弱い小僧が氣を失つて倒れると水をブッかける。……」

「小僧取締りの子供頭は昼間は差尺を一本持つて歩き廻り、土蔵の中でも、広間でも、小僧の落度を発見すると遠慮なしにビシ／＼殴りつけた。私も随分殴られた一人であるが、小僧を四年やつて愈々子供頭になると、その意趣返しで以て今度は私が殴る役に廻り、小僧時代の溜飲を下げたことがある。しかしこんな野蛮な私刑が残つて居たのは私が入店した七、八年間で、明治二十六年に店の組織が変ふ」（山口篤三郎「三井呉服店時代の生活」『輝く大阪三

越』昭和一二年日本百貨店通信社発行)

(4) 三井文庫所蔵史料 別一一八四。

(5) 明治三年秋現在組頭は六名だが、大阪店へ転勤が一名、東京店へ転勤が二名、相続による退職一名となつており、うち一名は翌四年上之店支配役として京本店を出ていっている。

(6) 市川忠三郎の二代目は上島半三郎といい、文久元年に一旦支配役で京本店を退職してのち、紅店へ再勤、市川忠三郎の養子となり、明治三年西京本店に転じて翌年名代となつた。三代目の長次郎は「奉公人抱帳」(三井文庫所蔵史料 別六九)に名前が見当らないが、東京店勤務であつたらしい。三越独立の明治三七年に大阪支店は一旦閉店されたが、二年後に再開され、市川長次郎は支店長中村利器太郎の要請で再勤務した。中村利器太郎は後年三越取締役会長となつた人物。

(7) 明治三五年に東京農商務省蔵本の同書を探訪したもの(D四二一―一七)。なお三井店の奉公人の昇級については「大阪商業習慣録」(赤堀又次郎編『徳川時代商業叢書』第三巻)にも紹介されている。

(樋口知子)

(表紙)

「三雲吉太郎氏談話大要」

明治四十四年八月六日京都三越仕入店に於て

三雲吉太郎氏談話大要

明治四十四年八月六日に、京都室町通一ノ条上ル三越呉服店の仕入店を訪ねまして、支店長の山下源之助氏に会つて、同店に勤めて居る店員中一番の故老である三雲吉太郎氏と会談しました。山下支店長は祖先から此三井の店に勤めて居る山下甚蔵の後で、当代で怡度八代目の人になつて居る。今の山下氏は四十五六歳の年輩でありますけれども、さう云ふ父祖伝來の由緒のある人でありますから、自然伝聞の事や何かもありましたので、店の旧慣古格にも知つて居る所もあり、傍々

三雲氏の談話を補助して呉れたのは有益であつた。

三雲吉太郎氏は明治七年に初めて京都の店に勤めて、爾来三都の各店々、及び賣場も廻つて今日に至つた人で、随つて自身の経歴としては明治七年から以後のことですございますけれども、兎も角も古い時代からの事も耳に聞き、目に見えて知つて居りますから、自ら維新前後迄位の店の有様は知つて居る所が多かつたやうでござります。それで此話ハ固より老人の事でもあり、格別学問智識を有つて居る人でもありませぬから、此方から隨時質問を發して、それに答えた談話でござりますから、随つて秩序の立つた話ではありませぬ、何れも

断片でありますけれども、実際上の話で、非常に有益な談話が多くて、発明した所が極めて多かつた。是から書くのも皆一つ々々の項目のやうな風に書いて行きます。

京の本店

これハ通例偏纂室で、本店ホン両替店リヤウガヘといふやうに称へて居りますけれども、それは明治の称呼であつて、決して本店両替店とは称へない、本店タナ両替店タナリヤウカヘと称へることが昔からの習慣であると云うことも此時始めて知つた。京都の本店では昔から仕入だけであつて、前売といふものは一切為なかつた。京都で前売をして居つたのは、小林店、中西店等で、本店は前売をして居なかつた。

勘定場

第一に聞いたのが勘定場の事を聞いたのであります、勘定場といふのは北様の御屋敷の角にあつた店で、其奥が大元方の役場になつて居つて、前の方が勘定場になつて居つた。それで勘定場といふのが本当の名でありますけれども、昔から是は麻店ダナとも称へて居つた。明治初年、殊に三雲が京都の店に関係して居る時分には裂店ダナといふ名を以て呼ばれて居つた。

昔は相応に麻の商ひが主であつたらしいのですけれども、維新少し前あたりからは、謂はゝ余計物の店のやうになつて、店があるから仕方がなしに何か其處へ仕事を預けて置くと云

ふやうな有様で、重役の手代が一人に、子供の二人か四人位

居つて仕事をして居つた。其仕事は重に麻の石持を持つて行

つて、それを勘定場で仕上げて、大阪の店へ送つて居つた、

謂はゝ麻の石持の仕出しといふことが一の仕事であつたけれども、是も極て閑散な仕事で、マア手が隙いて居るからさう

云ふ事をして居ると、一つは昔の麻を商つて居つた佛を遺

して置いたといふに過ぎなかつた。それから明治以後ですが、

裂店となつてからは、いろいろの布を商つたやうです。それ

から半季々々の各店の目録、それを皆勘定場に持つて行つた、

是は自然大元方が奥にあるから持つて行つたのであります

けれども、當時、勘定場へ持つて行けといふやうな工合で、

三雲などは現に勘定場で其を扱つたから、其為に勘定場といふ名があつたやうに承知して居る位であります。

糸店

此の糸店^{ダナ}は両替店の方の支配の店でありますけれども、商つて居るのは生糸で、奥州筋の生糸、八王子辺の生糸、それを仕入れて、其の仕入れたのを更に丹後の峰山地方へ売込んだもの、それが一つの仕事であつた。丹後の峰山というのは、丹後縮緬の本場である。

間の町店

この間の町店^{アヒノマチ}も両替店の管轄でありましたけれども、これは両替は一向無い、やはり間の町店の仕事といふのは、

生糸と縮緬類の商売。

紅店

紅店^{ベニ}は本店の支配で、小川通^{コガハ}上長者町上ルといふ処に、現在建物が昔の通に遺つて居ります、さうして横江嘉七といふ人の所有になつて、今以て染物を業として居ります。

尤もこれは北手の方を少し崩して、其處へ堀をかけた処もありますけれども、大体昔の三井家所有の当時の店の傍に保存されである。これは今度写真にとつて来ましたから、其うちに参ります。

此紅店の商売といふのは、奥州筋から来る紅花、之を昔は直接に買入れたことも有つたやうに聞いて居りますけれども、三雲などが聞知つた時代に於ては、奥州から来た紅花を京都の問屋より買入れて、それを使つて本紅絹を染めることが仕事であつた。此本紅絹も本店だけの染注文に応ずるので、他の店のものは一向注文は受けなかつたやうに承知して居ります。昔、口紅か何かに使つたレツテルが遺つて居るが、どう云ふものかといふ問を発しましたら、三雲の答に、それは紅絹染の外に紅類を売るといふことは無かつたのですから、恐らく式日か何かに、主人の宅に進上した時に使つたレツテルだらう、外へは決して売りますまいと云ふ話がありました。

上之店

上之店^{カミノ}は西陣の機織物の本場にあるので、つまり本店

へ持つて来る西陣物を機屋に注文して、さうして本店の仕人に応ずるといふことが上之店の仕事であつた。併しそれも上之店だけで廉く仕入れて、相応の値で本店を持って来るといふので、単に上之店の取次でなくして、仕入と本店に卸すといふ一の営業になつて居つた、それに依て利益も得て居つたといふことである。一体昔は西陣といふのは撰糸^{ゼン}の本場で、非常に沢山撰糸が出来たもので、自然此処に上之店が置かれたやうなものであります。が、維新少し前からは、西陣の織物業といふものは段々衰退して奥州の方に取られて居り、近来では羽二重が西陣で僅に出来て居るのでありますけれども、其羽二重も昨今に至つて岐阜に取られ、岐阜から更に越後に移つて、現在では越後が全盛の有様で、西陣といふのは殆ど見る影もない位の有様で、唯昔の名残を留めて居るといふに過ぎない。

屋敷方

それから京の本店の役所の疑問を少し質したのですが、屋敷方といふことを初め三雲が話してくれた。是は本店では一番重い役所になつて居つて、周囲をすつかり閉切つて、屋敷方の其中に入る者は、清淨潔齊して入つて事に従つたと云ふやうな有様で、入口には清所^{キヨコロ}といふ木の札を掛けて、屋敷方といふ名ではありますけれども、主に御所の御用を取扱つて居つたやうに見受けます。

絹方

一体私が聞いたのは、絹方よりも朴方のことを疑問で聞いたのですけれども、其時の三雲の答に、絹方の札の掛つて居る側に、小い朴方の札が掛つて居つた、朴方といふものは自然絹方に併合されてしまったやうな形である。其処では主に友禅物、及福島絹を扱つて居つた。福島絹はつまり生絹で福島から来て、それを友禅に染めさせて、大阪なり江戸なりへ出すと云ふやうな事が主であつた。朴の方は併合されて、朴の本意は無くなつてしまつた。それから役所では

西陣方

木綿方

金方

金方といふのは金銀の出納を主にやる。

賄方

これは時代に依つて小遣方とも称して居つた、つまり小遣方と賄方とは同じもので庶務。それから

書札方

といふのがある、これは「贈帳」を書くとか何とか、さう云う記録類を一切扱つた。それから木綿方に附属して

小松方

といふのがあった。此小松方といふのは、つまり小松といふ語は江州の地名で、江州で始めて麻類を出した所が小松といふ

た。長蔵 渡^{ワタナガ}と云ふのが買宿で、さう云ふ江州物に關係して居つて有名な處で、其處と最初取引をしたので小松方という名が遺つて居るのだらう。つまり近江縞、高島縮の類を扱つて居つたのが小松方であるのですけれども、もう三雲等が関係した当時は、木綿方に合併されて、江州物は總て木綿方で一緒に扱つて居つた。其頃に愛知川の柏原又左衛門 柏又 渡辺長蔵 渡^{ワタナガ}と云ふのが買宿で、さう云ふ江州物に關係して居つた。

並合方

これは唐物関係の二つの役所で、室町辺の唐物問屋か、長崎から一時唐物の荷物を引取つて来たけれども、金に差支へたといふ場合に、其荷物を自分の店に引取つて、それを担保として金を貸して居つた、つまり一種の質である、それと並合と云つて居つた。

買
宿

それから各地方にある買宿、これは皆店だけの専門に買継をするので、他の店のことは一切取扱はないことになつて居りました、即ち店専門に置かれた宿である。それで買宿の中で最も有名なのは藤岡の星野金右衛門、これは現在でも見世へ入

つて見ると、左の方の壁に井桁三文字の標が付いて居ります。

江戸の店へ買宿からおるやうになつて来たやうです。それから
ら奈良の奈良晒といふものは、昔から最も有名なものであつ
て、此方の店の買宿としては橋利^{橋井利}_{右衛門}と住幸^{生島幸}_{右衛門}といふ此
二つの買宿が、昔から京都の三井の店に關係ある買宿であつ
たのですけれども、何れも今日では無くなつてしまつて、橋
利の方の系図位牌は、今の京都の支店長の山下が預つて居る
やうな始末。現在でも奈良晒といふものは、余程上品な向に
は使はれて居りますので、昔から朝廷の儀式などには必ず
奈良晒でなければならぬと云ふやうに言はれて居る。先年御
崩御になられた皇太后陛下の夏の御召物は、奈良晒ときまつ
て居つたやうな次第である。上品で、他の晒と違つて大変着
心が宜いさうです。

それから講中のことを少し聞いたのですけれども、三永講と
いふのは出入の職方の講で、その講金を積ませるのは、つまり
出入の職方の身元保証金代用のやうなものであつた。それ

156

から歌仙講といふのがある、是は何の意味も無いやうに、私共には分らぬと云ふので、つまり旦那方と重役と、店以外の人もいくらか混つて居たやうだ、それで寄合つて居る位のもの。稻荷講といふのも、両替店本店の支配人等が、二月に集つて稻荷祭をして、物を食ふといふ位に承知して居つた。講といふものは、何れも大抵そんなもので御座いましたと云ふ。三雲の話はそれだけでござります。

(表紙)

「元京本店勤仕 泉常三郎談話要領」

明治四十四年八月十一日 京都自宅に於て

泉常三郎氏訪問聴書大要

斎藤

明治四十四年八月十一日に京都下立荒堀川東入ルといふ処に泉常三郎氏を訪ねて談話を聴きました。是も老人の事でもございますし、此方の質問に応じてポツ～～話をしたのですから、秩序的の話ではあります。泉常三郎氏はお馴染の京の本店に古く元締までも勤めたことのある、代々家督の家柄の、三井家に最も関係のある人の系統である。さうして現常三郎氏は当年六十九歳、始めて三井の店へ出ましたのが安政二年四月八日、恰度十三歳の時、そ

れから明治維新迄はずつと京の本店に勤仕して居つた。それから外へも廻りまして、明治十一年に退隠しまして、今以て隠居の身分であります。

勤仕当初の京本店

自分が安政二年に始めて京の本店に入った時の店の有様は、自分は子供の三十三番目に入ったのですから、其時分子供が自分を除いて三十二人あつたといふことはそれで分る。其他に元服をして居つた人がざつと八十人位ありました。小使が二十五六人、髪剃が二人、これが其当時の三井の店の人数でありました。

三井店の子供

それで此三井店の子供といふのは、髪の結ひ方に一種の特徴を備へて居つて、一体子供は前髪^{マヘ}と称する位で、無論皆前髪を取るものであつたのですけれども、三井の店だけは前髪を取りませぬ、力士の髪のやうな總髪^{マヘ}でありました。力士の髪も、江戸の力士と京都の力士の髪は大変違ひますけれども、京都の力士の髪のやうなもので、一切油を付けませぬ、水髪^{ミズカ}であります、髪を結ふのに櫛でもつて右の鬢を一櫛、右の鬢を一櫛、それから前を一櫛、後を半櫛梳つて、ぎゅつと曲げてグツと機敏に結ると云ふやうな結ひ方で、つまり両側と前と後を三櫛半に結び上げることが仕来りになつて居つて、三井の三櫛半と称へられて居たやうなことであります。

に勤仕することは出来ないと云ふやうな内規もあった。

規律

それから子供に入つて、子供の規律といふことも非常にやかましいものであつて、例えは寝る時の如きでも、一枚の畳へ一枚蒲団を敷いて、其蒲団ハ極めて幅の狭い蒲団で、被蒲団も敷蒲団と同し広さで、被蒲団の方が大きいと云ふことは無かつた。さうしてそれハ畠の真中へ敷いて、蒲団の頭の方は畠の縁とちやんと合ふやうに敷いて、一分でも二分でも出たり引込んだりすることを許さなかつた。其の寝た所を子供頭が廻つて来て、子供の蒲団の敷き方が歪んで居るとか、畠の縁から少し引込んで居るといふ場合があれば、非常な叱責を受ける。其位規律をやかましく言つたものであります。

食事

食事は支配人、通勤、子供、一体に皆同じであつて、決して其間に区別が無かつた、極めて粗末なもの。通勤支配人に至つて始めて夜だけ焼豆腐とか、茄子とか、其位のお皿が一つ余計に附くだけで、食事は孰れも飯台を用ひて居つて、お膳では食へなかつた。其飯台が子供の食ふ分が二脚、三年迄の人の食ふ飯台が半脚、其半脚の残りが若い者、それから少し退つて一脚あつて、其處へ若者頭が居る、其次に二脚、これが役人が食べた、それから別に離れて通勤、支配人以上の人な特典もあつたやうだ。併し又一面には、父子兄弟は同じ店

それと反対に両替店の方は、油を非常に付けまして、繻子のやうに、髪がピカ～光るやうに油を塗付けました。是も一種の特徴であるので、子供達が京都の町を歩いて居つても、頭髪の恰好を見て、オ、あれハ三井の本店の方の子供だとか、両替店の子供だとか、一目して直に分つたものであります。これは元服後三年位までハ其通りで、本店の人は油を付けることもせず、やはり三櫛半の方法に依つて居つた。

元服

子供が相応の年齢になつて元服する時には、他の店と違つて髪を極細く、殆ど一寸五分にすることが三井の仕来りになつて居つた。つまり糸髪同様ですネ。それから段々それを広くして行つて、三年位経つて当り前の髪太になる、つまり一人前の若い者になる。一人前の若い者になると同時に、髪の厚さも世間並の厚さになると云ふのが店の遣り方であつた。

子供採用法

それに京の本店で子供を探るのは、殆ど京の別家の家柄の家の息子か、それが無ければ江州辺から求めて来ると云ふやうな次第で、他からは決して採らなかつた。そこで入つても、何處迄も京都の店で進ませて行つて、他に転任させるの何のと云ふことは無いやうだ。殊に別家内の者は特典があつて、途中で失策や何かあつても、三年間は容捨すると云ふやうな特典もあつたやうだ。併し又一面には、父子兄弟は同じ店

はない、通勤支配人と同しやうで、食物は無論変らぬ。

主人方修学の有様

それから主人方で御修学として店へ来ておいでの人も、孰れも此子供若い者と同しやうな事務に勤めて、太織の反物を捲直すとか、節糸を取るとか、さう云ふ仕事もして居つた。或は時には御手習くらゐして居つた人もありますけれども、兎も角も勝手な事をして遊んで居るといふやうな事をすれば、主人と雖も容捨なく、通勤より非常な叱責を食ふので、主人方の御修学の人々も、皆通勤を怖がつて、店の人と同じやうに事務を執つて居つた。殊に重役の権力は非常に強かつたもので、孰れも重役に対してはブル／＼顛えて居つたと云ふやうな遣り方。

店の祭神

それから店の神様としては北野の天神様、これが毎日、支配人から元服迄の間で役割を定めて置いて、朝早く日参する。

さうして天神様へ行つて、別当の上乗坊シャウブに参詣簿があるから、其處へ名前を記して帰つて来た。これは参詣簿が無いと、お詣りをせずに他で遊んで来るのを防いだ為である。それからちよつと捕みますが、大阪の店で聞いたのですが、此外に京都にはそれ／＼御靈タケミカツチだと、愛宕あわせだと、さう云ふ店の商売繁昌の神々様へ、毎月、今月は何処の神様、今月は何処の神様といふやうに、月詣りをして居つたことは、明治の二十

五年頃までも続いて居つたと云ふ話でありました。

仕 着

また子供の話に戻りますが、子供の間は菅大臣縞を主に着せて居つた。それから角が入つてから少し仕着が違つて来て、同しく菅大臣縞ではあるけれども縞柄が變つて來た。それから元服後二年迄は、通例藍の三筋を着せて居る。三年目になつて黒手の三筋を着せる。四年目に所謂若い者となつてから、始めて一人前になるので、ここで店の仕着といふものは支給しなくなる、それで平常着は木綿ならばどんな物でも着用ができる。それから旧節句の時には青梅縞の藍の千筋を着るところが建になつて居つた。それから一年間は之を着て居て、二年後になれば他の色でも大目に見て許して遣ると云ふやうな事。

羽 織

元服になつて始めて羽織を許される、即ち冬は木綿で藍の崩し麻形の羽織、裏は花色縮、総裏でありまして、裾の所が毛抜合せになつて居る。これは仕着になつて居りました。それから夏の单羽織は秩父小紋、或は憲法の通し小紋、三年目になつて藍の通し小紋、羽織は無地小納戸或は綿八丈。それから四年目、若い者になつてから羽織の色が鉄小納戸になり、单羽織は同しく秩父小紋ではありますけれども、少し位変り小紋を着てもまづ差支ないと云ふ位許されて居つた。

履物

それから履物は、元服後二年迄は丁稚雪駄と称する雪駄を履かせられた、それ以外の下駄や何かは一切履くこと成らぬという規定であった。それは草履でありまして、竹の皮の太い鼻緒であった。それが三年目になって、同様に竹の皮の鼻緒ではありますけれども、一本でなく細いのを数本束ねたのが履けることになる。それから若い者になつて始めて鼠色の鹿の皮の鼻緒を付けることを許された。是等はいづれも小遣方、賄方に備付けてあって、履物が毀れたと云へば其處で供給を受ける。鼻緒が切れたと云へば其處で供給を受けると云ふやうな有様で、三年迄は損じた場合には、賄方に言つてさへやれば、直に賄方で下げる。けれども若い者以上は仕着が無くなるのですから、賄方へ言つて遣るけれども、是はどう下げては呉れないので、小遣から代価を差引かれるのです。併しあうは言ふものゝ給料といふものは殆ど無い、元服後になつて一年間二十五匁が小遣といふやうな事ですから、随分懐る合は苦しかった。それから年々に少しつゝ上つて行つて、支配人を勤め上げて始めて^{ボウショキキンモトデ}望性金^{キン}といふものが出来るやうな有様、組頭で退隠すると僅かの合力銀で退げられる。

規律(二)

店内では無論座蒲団は一切用ゐませぬ、本当の主格でない、

旦那になつて居る主人方が見えましても、店に居る間は一切座蒲団は用ゐませぬ。それから羽織も今申した通りに小紋の羽織とか、無地の羽織といふやうなものは着られましたけれども、紋付の羽織は又非常に重いものにされて居つて、之を許されることは容易ぢやない。支配人になつてから始めて一ツ紋の羽織を着ることを許される。これも何か色物の地でなくてはいけないので、黒の物は許されなかつた。さう云ふ風に隨分規律は立つて居つたものであります。但しお葬式の時は、支配人以下の者でも紋付の羽織を着ることが出来た、店の規律はそんなものです。

言送帳及永書

名代言送帳は、毎日順番に依て支配人以上の人人が必ず書いたものである、永書は大抵半季位に纏めたものであらうと云ふ事でした。

屋敷方

それから役所の事を少し話します。前に三雲から屋敷方の話を聴きましたから、屋敷方のことを質問した。此屋敷方といふ役所は、ズッと以前はお屋敷の事を勤めて居つたし、随つて屋敷方といふ役所の名も残つて居つたのでありませうけれども、此泉の勤めて居つた頃、即ち屋敷方といふものは名前だけで、殆ど実の無いものである。三条屋敷の与力一軒御得意があつたに過ぎない、唯それ一軒であつた。さうして其他

に御宅々の注文ぐらゐ屋敷方で勤めて居りました。

朴 方

それから朴方のことは、絹加賀方のわきに矢張り朴方といふ小さな看板が掛つて居つて、是も絹加賀方に合併された次第である。朴方の読み方も知りませぬ、通例絹加賀方に看板が掛つて居りましたから、絹方々々と吾々は称して居つたといふ話。マア想像ではありますけれども、加賀物は仮名のトといふ符牒になつて居り、羽二重類が木である。それですから木とトとを合せて朴といふ字を作つて、加賀と羽二重を扱ふ役所を朴方と名付けたのではあるまいか。この羽二重に木といふのは、羽二重が岐阜から出たことがあるから、其岐阜の岐の略ではあるまいかと言つて居りました。

長崎方

それから長崎方は主に奥縞、毛氈、それが主で、其外に泊美藍などがありました。併し是は泉などが勤めた頃は極めて衰微であつて、昔は盛であつたと云ふやうな話を聴いて居つたに過ぎない事でありました。

小松方

小松方は江州の麻ばかりを扱つて居りました、同じ麻でも奈良晒、奈良の麻は絹加賀方で扱つて居つて、此小松方の方では扱ひませぬ。

札懸けの法

それから札懸けの法といふことを聴いたのですけれども、是によく分りませぬといふ事でした。併し考えて見ますのに、羽二重なり何なり、さう云ふ品物の仕入の値段といふものは、其の時々の相場に依つて違つて居る、さうして其仕入値段といふものは、皆一反々々に符牒で書いてありますけれども、それを眼中に置かず纏めて目方を取つて、其目方をその反物々々の縁へ書付けて置く。さうして規矩録といふものがありますが、規矩録に生糸何匁から何匁の重量のものは幾らに売れば宜いと云ふ規矩がありますから、其の糸目と規矩に合はした値段で、平均して売値段を付けて行く、それが即ち札懸けで、仕入値段にばかり関係して居ると、相場の変動に依つて非常に損失があるから、目方を主として、規矩録に合はして売値段を定めて行けば、つまり相場に依つての損失が少くなる、それが札懸けの法。即ち三井の店で一の特殊の遣り方として、最も重くなつて居つた法だから、札懸は即ちそれでありましょう。

突合せ

それからさう云ふ売値段を定めるといふことは、余程注意したもので、大阪の店などでは、自分の店以外に、岩城樹屋とか、戎屋とか、布袋屋とか、さう云ふ他の店の反物を借りて来て、其の幾らに売つて居るといふ値段を、自分の店の値段と突合せをして、さうして自分の方の値段の上げ下げを定め

たことが往々あります。それは突合せと称して居つて、其時には特に京都から重役が出張して、其の突合せを行つたことがある。他の店でも喜んで反物も貸してくれるし、此方からも又貸してやつたやうに記憶して居ります。

京江戸大阪三店の関係

江戸大阪の店員の給金諸雜費は、總て京都店持ちで、江戸店大阪店で支給するものではなかつた。つまり江戸店大阪店での営業といふのは、単に品物の売買に依つての損益だけの勘定であつた。それで一体江戸大阪共に前売の店は非常に優遇してあつたもので、京都の本店は非常な馬鹿らしい損な組織になつて居つた。或反物に幾らに売るべしといふ札を付けて、江戸なり大阪なりへ下す、それが其時勢の変動に依つては札高で売れないと云ふのが居つた札から幾割かを引いて売る場合が往々ある、さうすると其の引いただけ損になる、即ち所謂札引であります。其の札引は江戸店大阪店の損失でなく、京都店の損失、つまり京都へ貸といふことになります。それから札懸け、仕入値段から或幾割かの値段を札に懸けて、そこで利益を見て売る値段として江戸大阪の店へ下す、併し世間の相場がもつと高く売つても宜いやうな時には、江戸の店大阪の店で更にそれに或る幾割かを懸けて売る。これは表向では出来ない仕事で、許されない仕事であつたのです。併し江戸の店でも大阪の店でも、自分

の店で揚り高の手腕を見せたがつて、それを多く懸けたがる、表向は出来ないけれども實際は懸けて居つた。併し其掛けて売つた儲高は、引高が京都の損失になるのであるから、儲かつたものも京都の儲けになるものゝやうに見えるけれども、それは江戸店大阪店の儲けになつて、京都の店では与かり知らぬことになる。其京都に内証で懸けたのが、即ち帳面にあらざれども、さう云ふ遣り方で江戸大阪の店は極めて宜いけれども、京都の店は非常に詰らない訳に出来て居つたものであります。それから大阪の店へは總て京都から下しました、関東物でも何でも皆京都の店から大阪へは下した。唯奈良晒と松坂縞だけは大阪店直接の仕入になつて居りました。それから江戸の店へは、関東地方の織物業が盛になつて居りましたから、昔は知らぬこと、安政当時には江戸直接の仕入になつて居つて、京都から下す物は友禅物か西陣物かに過ぎぬやうな有様であった。それから目録のことを問ひたのですけれども、自分は目録方を勤めたことが無いから、目録の方は一切知らぬといふことでした。

勘定場

それから前の勘定場の事を又尋ねました。勘定場はつまり北

さんの側にあって、其奥が大元方で、勘定場は表の方である。それで勘定場の仕事としては本店の悉皆である、主として麻の特、晒の紋付、さう云ふ物を扱つて居つた。三雲の話と少し変ります。

紅店

それから紅店は、本紅絹の染方一切の営業であつたのですけれども、是は自分共関係の時分には、京本店の仕事ばかりではなかつた、世間の注文にも応じて居りました。それから口紅は各御得意先へ配つたり、御主人の御宅々へ、配つたりすることが有ります。其時分には立派に表装して飾を付けて、レツテルを貼つて配つた。又表向大びらでは売りませぬけれども、希望でもあれば少しあは知つた人などには売つて居つたやうに聞いて居ります。

越孫の事

それから越孫の事を聞いたのです。あれは本店の荷物運送方をやつて居つたもので、奈良物屋三右衛門と全く同じものであります。世間では奈良物屋と称して居るが、此方の店では越後屋と称して居つた。名前も違つては居りますけれども、人が二人あるでもない、店が二つあるでもない、全く同一のものであります。

商社

それから明治初年にやりました商社というものは、是は全然

本店でやつたものである。其事務所は烏丸押小路下ルにあって、同し廊になつて居つたけれども、其建物は別になつて、隣に為替会社が建つて居つた。為替会社の方は両替店でやつて居つた。

千藻会社

千藻会社といふものが有つた、これは越虎コシトラ間の町店の跡でやつて居つた、紀州物産の引取り方であります。此越虎即ち越虎之助といふのは、昨年御逝れになつた室町家の御嫡子であります。

（以上明治四十四年八月十八日速記）

（表紙） 「大阪呉服店古老談話大要

明治四十四年八月十四日の大阪三越支店に於て

大阪三越呉服店古老談話大要

斎藤

明治四十四年八月十四日、大阪高廉橋筋の現在の三越呉服店を訪ねて、支店長の中村利器太郎、其次席の梯孝次郎両氏に会つて、同店に最も古くから勤めて居ります林甚三郎、市川長次郎、大井信吉といふ三人の聽書を取つて来ました。今の大坂の店は古い建物で、中の構造は改つて居りますけれども、

店それ自身が已に史料である。それから此聽書を取つた三老人の中、林甚三郎といふのは松坂で見出されて、大阪の店に維新前に送られて、それから今日迄ずっと大阪の店に勤仕して居る人。それが一番通じて居るので、其人が此談話の中心になつて、市川長次郎、大井信吉の二人が其話を補つて行つたやうな訳。市川長次郎といふのは五十五六の老人ですが、店の勤仕の初は明治初年頃で、古い事は知らないのでありますけれども、市川忠三郎の後でありますから、自然多少聞知つた事があつたやうです。大井信吉といふのも大して古い人ではありませぬけれども、先以て大阪の店では古い方で、殊に紡績事業を始めた時分に、西洋人と一緒に、仏蘭西へ紡績器械を買込に行つた人です。さう云ふ訳で、主に林甚三郎といふ人の話を中心として、市川大井両人が之を補つた、随つて話も固より断続的のものであつて、秩序的のものではない。

大阪店の使用人採用法

先づ林甚三郎が大阪店へ勤め初の頃の話を聴いたのですけれども、大阪の店で使ふ子供、随つて使用人全体は、いづれも伊勢の松坂から、連れて來た、大阪で求めて其處へ仕へたといふ人は、殆ど無いやうであります。これは江戸も其通りで、京都の店だけが少し子供の採り方が違つて居ります。第一松坂で店へ採らるゝ時には、松坂の店へ行って一週間程の御目見があつた。其の御目見で及第すれば、江戸なり大阪なりへ

送られるといふ訳。又此松坂の店といふのは、木綿の仕入だけで、小売はして居らなかつたやうでございます。それで一週間の松坂店の御目見で及第をすると、愈々大阪なり江戸なりへ送られるという時に、始めて子供としての心得を能く言ふて聽かせられた、それを通例式目と謂つて居りました。それは向ふの店へ行つたらば、疊の縁を踏んで歩いてはいかぬとか、真直に歩けとか、貢盆の出し方はどう云ふ風に出せとか、前へ三足ほど進めば後ろへはどれ程退いてとか、總て武家方の御客に対する礼儀作法のやうに心得て居ります。其を読み聴かせられて、それから愈々大阪なり江戸なりへ馬で送られる。江戸の方へ送られるのは、其時の制服として白子弁慶を着せて、馬に乗せて送られるのですけれども、大阪の方は特別にどう云ふ着物を着てといふ制限は無かつたやうで、隋意に縞物でも着て送られる。恰度林が大阪店へ送られる時は、七八人馬で送られて來たのですけれども、何となく心細く感じた、斯う云ふやうな話がありました。

大阪店の規律

それから大阪の店へ来てからの、子供としての服務規律は、是以て隋分嚴重なものでありますけれども、京都の方と比較して、京都ほどには厳しくなかつたやうに聞いて居ります。子供の頭はやはり總髪サウ、ガミ、特にこれは京都のやうに三櫛半といふことは言ってハありませんけれども、自然髪の結ひ方

は京都と似たやうなもので、前髪は取らずに總髪で、油なしの水髪で結つて居つた。

それから元服して始めて前を剃るのですが、これも鬢は世間の者に比ぶれば非常に細かつたのですけれども、併し京都の一寸五分といふやうなのに比ぶれば、大阪の方のは余程広かつたので、随つていくらか見好いといふ所もあつたやうである。

依服や何かの極りは、元服前子供のうちは松坂縞に、帯が無地の紺小倉。元服後河内縞になつて、帯は同しく紺無地ではありましたけれども、元服前の子供の時よりも色が少し薄くなつた、薄いものを締められる。それから元服後更に三年経つて若い者になつてから、初めて羽織を着られるのですけれども、店では木綿の羽織で、裏は更紗、それから休憩休日の時には、伊勢崎位は着られるやうな御許が出て居つた。尤も朝、店を開けて暖簾を下しますと、若い者以上は必ず此羽織を着て店へ坐つたもので、店を閉めると同時に羽織は必ず脱いで居ります。つまり羽織が御客様に対する一の礼式で、店の開いて居るうちだけ羽織を着て居る。

それから夜寝るときの点呼だとか、若い者頭の制裁とか云ふやうな事は、随分厳ましかつたやうでございますけれども、是も林などの勤めた維新前後に至つては、大に弛んで来て、昔の佛は稍々少くなつたらうと思はれると云ふことである。

それから毎月二十八日には、店の者一同集まりまして、重役の人から式目を積んで聽かせられる。それから盆と暮には、永続美談といふものを読んで聽かせられる、手代や何かの善行美事を書いたものであります、それを読んで聽かせられたものであります。

外廻り

それから店の役所の分ちでありますけれども、是も仕入方とか、帳場とか、説方とか、木綿方とか、絹方とか、当り前の割振になつて居りますが、其中で特に大阪の店として注意すべきは、「外廻り」といふ一の掛りがある、其外廻りの中に「屋敷廻り」と「大家廻り」といふ者がある。此屋敷廻りと云ふのは即ち蔵屋敷を廻つて御用を伺ふので、是は大阪の店特有の役所。此時には廻り手代は袴に一刀、式日には袴を着て廻つて行つた。さうして此蔵屋敷の御用が、大阪店の一番の財源であつたやうであります、江戸店は往々振はなかつたことがあるに反して、大阪店は常に順況で損失も無かつたと云ふものは、斯う云ふ得意を控えて居つたのが主なる原因だらうと思います。それから大家廻りと云ふのは、鴻池とか住友とか、さう云ふ大家の御用を聴きに廻る。是も大阪特有の役所のやうであります。

正月の佳例

それから正月には、非常に丈の高い三方がありまして、其三

方の中には仕切がしてありますて、其処へ喰積や何かを盛つて、それを中柱の処に置いて、重役が出勤して来れば、それをちよつと戴いて盃を頂戴する、それが一つの式になつて居つた。正月中松の内に来客があれば、亦其三方を出して、ちよつと御酒を祝ふと云ふやうな事も仕来りになつて居つたやうです。

役替

それから役替の時には、京都からどなたか御出になつて役替が行はれるし、其後で小さな宴会がありました。酒肴を下さるのですけれども、支配人は支配人、下々の人は下々の人といふやうに、別々に分れて、簡単な肴で御酒を飲むと云ふやうな事があつた。

それに昔の組織で尤も妙なのは、組頭以上に進むといふことは、非常に重く且不容易なものにしてあつたので、組頭までは年数を以て段々出世して行けるのですけれども、それから進んで支配人になると云ふには、支配人といふ者の数も定つて居りますから、やたらに沢山も出来ませぬのと、其人でなければ其役に置けない所から、つまり其人間を説衡すると云ふのと両方で、組頭から支配人に昇せると云ふことは、余程重く取扱つて居つたもので、誰でも年数さへ経てば昇れるといふ訳ではない。それですから組頭になれば、昇れない人は兎も角も其処で御暇にならなければならぬ。それで組頭にな

つてから三年目になると、年末には必ず総一同に暇願を差出したものである、さうして願を差出したまゝ抛つて置く。其中で重役の人が詮衡して、支配人に昇せる人は昇す、昇すだけの技倅の無い人は暇を呉れてしまふと云ふやうな調子で、組頭になつて或る定年を過ぎれば、否でも応でも予備か後備にならなければならぬ。デ更に勤めて居たいと云ふ人は、幾らかの合力を貰つて暇が出てから、更に改めて願ひ出て再勤、斯う云ふ事になるやうです。それで往々こゝに再勤といふのがあるのは是なんです。

其上又名代といふやうに進んで行くのにも、是も先づ家柄や何かには関係しない、技倅に依つて抜擢といふことにはなつて居りますけれども、家柄が余程御譜代の家柄でもなければ、なか／＼昇り悪いので、非常な手腕でもある人でなければ、一代ぎりの力でズツと上まで昇つて行くといふことは出来兼ねるやうに思つて居ります。

過書町

それから旦那方が京都から淀川を下つて御出になる時には、北浜難波橋東へ入るところに会所がありまして、其処へおいでになつた。そこは一寸した御座敷があつたので、こゝで過書町と言つて居るのは、カシヨマチとは読みませぬ、カイシヨマチと呼んで居る。私共は其時は過書町といふ名ぢやなくて、会所があるのでカイシヨマチと云ふのだと思つて居つた

位であります。

イロハ印

それから大阪の目録にイロハ印といふことがありますので、其を見て見たのですが、それは、大阪は前申した通り御藏屋敷の方へ羽二重類を納めることが非常に多くて、随つて羽二重の商売がなか／＼盛であったので、羽二重の蓄も種類も極めて多かった。それに目方に依つてイロハニホヘトの印を付け藏つて置いた、それをイロハ印と一般に称して居つたらしい。殊に大阪の商売の大きかつたと云ふのは、羽二重類でも一反々々に値段を付けることはなく、皆十反二十反位括つて置いてそれに値段を付けた。此段は何處の目方の部類と云ふやうな訳で、それをイロハ印といふやうに分けて居つたやうでござります。つまり目録にイロハ印といふやうな物があるのはそれであらう。

符牒

それから大阪の店には店特有の符牒があります、是はつまり大阪の商売が忙しかつたからでもありませうが、此処にある本符牒の曾野見得佐留所於戒敬、若くはイセマツサカエチウシなどゝ云ふと、同じ数字が沢山重つた時、例えば百十一匁といふのに符牒を付ける時には、曾曾曾とか、イイイとか言はなければならぬので、言いにくいし聽きにくいし、間違もあり易い、それであるから一つに対して各三つ宛の符牒を作

つて居つたのを大阪の店では用ひて居つた。それは一が天地人、二が日月光、三が陰陽順、四が世運久、五が得徳祿、六が家風采、七が生物造、八が有商売、九が金銀錢、十が万福寿、斯ふ云ふので、音と訓を一緒にしたやうな妙な符牒ですけれども、これが専ら店では行はれて居つた。

其他にちょっと面白い注意すべきことは、店でいろいろの物に符牒が付いて居た。例へば食事をすることをヤスベエといふ、これは飯たきに安兵衛といふ名があつたのからさう云ふ符牒が出来て來た。それからお鮓のことをナンキツと云つた、これも南吉といふ鮓屋があつたから南吉々々といふ符牒になつた。酒のことをイバラキといふ、これも茨木屋といふ出入の酒屋があつた。それから品物の無いこと、つまり品切になつたことは手で円を掉へて是れだと云つた、それハゼロといふ意味ではなしに、曾野見得佐留所於戒敬のあれから取つたのだらう。それからお菓子のことをリヤウクチといふ、是も何だか分らない。

引榎の稻荷

それから店から代参をするのでは引榎の稻荷、是も今の人は何處にあるのやら記憶して居ない位であるので、何れ小さな宮でせう。

出入茶屋

大阪の店も亦京都と同じことに、遊びに行く出入の茶屋があ

つた、南地では京駒、惣左衛門町の方では見山屋。^{ミヤマ}此見山屋といふ方は維新後の方で、古くは京駒といふ方が出入茶屋になつて居つた。店の人は其処から遊びに行くし、其処では店の人も遊びに行けば、是は大阪の店に限つたことはありますまでも、酒は一本取れば肴はどれだけ、其上飲ましやならぬ、食はしちやならぬと云ふ堅い約束があつて、余計に使つたり遊んだりすることは出来ないやうにと云ふ目的で其処へ遣る。

明治七年刃傷事件

明治七年に、店のどう云ふ役の人だが能く分らないが、店員が重役に斬付けた、有名な刃傷一件がある。それが大阪の店で名高い話になつて居つて、今日大阪の市中でも、三井の店の刃傷一件と云へば名高いことになつて居る。其時の重役が奥村といふ人と清水といふ人、斬つた人は若い者から少し上位の人のやうでした。是は何年経つてもちつとも進級しない、いろいろ當人に癖もあつて進級しなかつたのでせうけれども、それが清水といふ重役が悪い、其為に進級しないのだと斯う云ふ自分の考で、清水と云ふのを敵と目指して居た訳なんですが、それで明治七年の役替の時に、今度はと思って居つた所が、果して其人が又進級せずに残つた。愈々とそれで覺悟をきめて、役替の終つた後で、おめでたい御祝の時斬込んだのですが、其時にやはり重役は重役、下々は下々といふ風に階

級に依つて別々に酒を飲んで居つた。重役であるから奥村といふ人と清水といふ人が、一番奥まつた処で二人で差向つて酒を飲んで居た。さうすると下手人其人は、手代の重な者になると皆道中差を持つて居つて、それが二階に一人々々の簾笥があつて、其中へ道中差やら棒などを仕舞つて置くので、其処に刃物があると云ふことを知つて居つたものでありますから、コツソリ一階へ上つて、狙つて居つた道中差を抽斗から盗み出して、大に芝居掛りで、水浅黄の絹縮の着物か何かを着、櫻を綾取つて、台所の井戸端へ行つて水を汲んで、独りで水盃の意味か何か水を飲んで、刀に水を掛け、さうして刀を持った手を後ろに廻して、分らないやうに台所口から店へ入つて來た。それで聴書の積でなかつたから名は忘れましたが、入つて來て、まづ座敷へ斬込むに付て人を嚇かして置くことが必要だと云ふので、通り路にこどんで猪口を持つて酒を飲んで居たやつを、いきなり後ろからポツと首を斬つた。さうすると余程うまく斬れたもので、首が半分ほど斬れてしまつた。幸に斬れた首が前に落ちないので、其人がヒヨツと頭を押えて、南無妙法蓮華經々々々々々々と云つて表へ駆出した。其首は後で不思議に附いたさうですけれども、最近まで生きて居つたと云ふのです。それで店内一同大狂乱で、ワツと大騒ぎに騒いで慌てふためいて居る間に、直ぐに奥まで部屋に清水と奥村とが酒を飲んで居た所を自薦けて飛込

んで行つた。さうすると此下手人の方で、当の相手とするのは清水だけれども、奥村といふ人も自分の方を相手に斬込んで来るのやら、狂人やら何やら分らぬのですから、奥村といふ人がちょっと防禦したのですね。それは奥村といふ人は、幼少の時分から蔵屋敷廻りの方を受持つて、蔵屋敷に出入して居る、始終待たせられるものですから、其間に御武家方と道場へ行つて撃劍などをやつて、余程撃劍の心得を有つて居つた。斯う云ふことは店の人の事蹟として面白い事ですが、眼血走つて、血刀を持つて飛込んで来たやつを、前の貢益にあつた灰吹を取つて、パツと下す刀を受止めた。それが受止められなかつたら清水も真二つに行くのだけれども、ヒヨツと受けた、それと同時にちょっと避けたもので、眉間をかすつて刀はボツと外れた。そら逃したと云ふので、固より奥村は敵じやないのですから、其方には向はずに清水の方に向つて行つたけれども、清水といふ人は是は又撃劍の心得も何も無い、からきり弱虫だから、眉間を斬られてピックリして蔵へ逃込んだ。其後を追かけて行つて、入口から入らうとする所を、又一刀後ろから背中を斬られた、さう云ふ騒ぎで倒れてしまつた。それから大騒ぎになつて、店の人が二百人からも居るけれども、孰れも弱虫連中、唯ワイヤー騒いで居るばかりで何とも仕様がない。唯奥村だけは、木綿が沢山積上げてある、其木綿束を投げたり何かして盛に防禦して居た。其

うちに当の相手を大負傷したもので安心して、裏へ行つて井戸の中へ入つたさうです。ソラ井戸へ飛込んだと云ふので、店の人がワーツと多勢井戸の処へ行つて覗いて見やうとすると、其井戸が生憎浅いので、入つて見たところが丈が立つ、ピチャ／＼水で仕様がないものですから、直に刀を持って上つて來た。ソーラ大変だと、折角集つたやつが又ワーツと逃げて來ると云ふやうな、馬鹿々々しい騒がありました。マア併しそれはどう／＼自首して刑に就いたと云ふ話ですけれども、大阪の明治七年の刃傷事件と云つて、今以て話の種に遺つて居る有名の話でござります。

現存の故老
今の通りで、大阪の店の事は、古い事を知つた人は現在の店には居りませぬので、随つて材料も極めて好い材料を取れなかつたのですけれども、大阪の呉服店の事情をよく熟知して居る人は、今松坂に退隠して居る今井友五郎でありますから、之に是非聴かなければならぬと云ふことであります。是は大阪の店のみならず、新町さんからも、京都の泉からも、是非大阪の店のことは、今井に聴かなければ分らぬと云ふことを特に注意されて居ります。

(畢)

〔表紙〕
「上ノ店ニ関スル聞書」

上ノ店ニ関シ辻川新三郎ヨリ聞書

ツ挽ニ三ツ巴ノ紋所三個、役頭ニ進メハ同巴紋二個、組頭
に上レハ同紋一個ヲ付ク、支配人ニ進メハ各自ノ定紋ヲ付
クル制ナリ

一上ノ店ハ元来選糸店（せんじだな）ト称セリ、選糸トハ紅
絹（もみ）ノ事ニシテもみヲ仕入ルベキ店ニテ傍ラ織物
（帶地等）木綿ヲモ扱ヒシナリ

一紅絹ハ羽二重ニ属モノニテ其頃西陣ニアラザレバ織ル
コトヲ知ラズ、西陣ニテハ奥州河俣ノ糸ヲ以テ織ラザレバ
軽ク仕上グルコト能ハス、天保ノ頃マテハ西陣特産物トシ
テ盛ニ織出セシモ奥州ヨリ多数ノ織工入込ミ其ノ技ヲ習得
シ帰リテ安価ナル原料ヲ以テ織出セルカ故ニ遂ニ西陣ヲ圧
倒シ今日ニ至リテハ奥州ノ特産物トナレリ

一西陣ニ昔仕入店ヲ設置セシハ我三井ト大丸、夷屋ノ三軒ナ

リ、西陣ニテハ毎年正月八日ニ初市ヲ開ク、其ノ日ハ組重
ニ三種ノ肴ヲ盛リ織屋其他取引者ノ來ルモノアラバ誰ニテ
モ酒ヲ饗シタリ 大丸、夷屋モ亦同様ナリ、之レヲ西陣ノ
八日店ト称セリ、之レニヨリ組重ノ百余モ備ヘアリキト
一紅店ノ如キハ其ノ上席支配人ニ限ラレタレトモ上之店ニ於
テハ加判役マテ進ムコトヲ得タリ、上之店ニテ加判役トナ
リシハ田宮弥七ト辻川先代ト位ナリ

一役ノ高下ニヨリ食器ニ差アリ、平役ヨリ上座ニ進ム時ハ四

明治四十五年六月

印(嵐)

一浴衣ニモ亦役柄ニヨリ差アリ（湯ヨリ上リタル時小僧之ヲ
着セシム）、上座ハ二重格子縞浴衣、役頭ハ中弁慶縞浴衣、
組頭ハ大棒縞浴衣ナリ、支配人ニ至レバ藍紋付ヲ用フ